

建築確認の申請について

4号確認必要区域（日高村）の指定に伴う建築確認申請について

【指定前】

	確認申請が 必要な建築物	確認申請 提出先
村全体 (都市計画 区域外)	1号 2号 3号	高知県 又は 指定確認 検査機関

【指定後】

	確認申請が 必要な建築物	確認申請 提出先
村全体 (都市計画区域外) 4号確認必要区域以外	1号 2号 3号	日高村 又は 指定確認 検査機関
4号確認必要区域 (日高村災害危険区域)	1号 2号 3号 4号	

【主な変更点】

- ・ 建築確認申請の提出先が高知県から日高村になります。
(指定確認検査機関への申請の場合は、提出先の変更はありません)
- ・ 日高村浸水予想区域内の4号建築物について確認申請が必要になります。

※確認申請が必要な建築物の詳細（建築基準法第6条第1項）

1号：特殊建築物で、床面積合計200㎡を超えるもの

2号：木造3階以上、又は延べ床面積500㎡、高さ13m、もしくは軒の高さ9mを超えるのもの

3号：木造以外の建築物で2階以上、又は延べ床面積200㎡を超えるもの

4号：上記1～3号以外の建築物